

まちの美化に関する 里親制度



まちの美化に関する里親制度とは

市内中心部などの、市が管理する人通りの多い道路を継続的に清掃する企業・団体等に対し、清掃用具（軍手、ごみ袋等）の提供・貸与などの支援を行う制度です。参加者として登録した団体は、市と覚書を締結して、清掃活動や啓発活動に取り組んでいただきます。

登録の条件

- ① 営利目的でないこと。
- ② 清掃活動等が1年以上継続できるものであること。
- ③ 市内中心部の美化推進区域内や人通りの多い道路であること。
- ④ 清掃活動は月2回程度、清掃距離は概ね100m程度を基準とすること。

支援内容

① 提供できる物品

- ・軍手（大人用）
- ・紙袋（可燃ごみ用）
- ・透明ポリ袋・大（不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用）
- ・白ポリ袋（ビン・カンなどの資源ごみ用）
- ・持ち手付き透明ポリ袋・小（ごみ収集用）

② 貸与できる物品

- ・ほうき
- ・ちりとり
- ・火ばさみ
- ・レバー式ガム取り棒（1団体につき3セットまで）
- ・補充用ガム取り溶剤

③ ごみの回収

ごみが多量である場合など、収集したごみの回収を行います。

④ サインボードの設置

希望する場合には、里親活動を実施する区域内に参加者の名称等を表示するサインボードを設置することができます。

※設置費用は広島市が負担します。

※都市の景観を損ねると判断される場合や、設置を希望する土地の管理者の承諾が得られない場合など、設置できないことがあります。



申込み先

申込みや清掃用具の受取りは、環境局業務第一課美化係や各区の維持管理課でも行えます。

申込み先	TEL	FAX
環境局業務第一課美化係	(082) 504-2098	(082) 504-2229
中区維持管理課	(082) 504-2577	(082) 504-2554
東区維持管理課	(082) 568-7747	(082) 262-6986
南区維持管理課	(082) 250-8957	(082) 250-8967
西区維持管理課	(082) 532-0946	(082) 532-0958
安佐南区維持管理課	(082) 831-4957	(082) 877-7749
安佐北区維持管理課	(082) 819-3941	(082) 819-3964
安芸区維持管理課	(082) 821-4921	(082) 823-6358
佐伯区維持管理課	(082) 943-9748	(082) 943-9765

登録・活動の流れ

登録

- ① 参加申込書、活動希望区域図、活動実施計画の3点（様式第1号と別紙1・2）に必要事項を記入のうえ、お申込みください。サインボードの設置を希望する場合は、設置場所を示す資料も提出してください。市で申込内容の確認を行います。

- ② 里親制度参加者の認定及び覚書（様式第2号）の締結を行います。

- ③ 覚書（様式第2号）の締結後、速やかに活動予定表（様式第3号）を提出してください。

登録完了

活動予定表（様式第3号）の通りに清掃を行ってください。

その後の活動

- ① 毎年3月31日までに活動報告書（様式第4号）と翌年度の活動予定表（様式第3号）を提出してください。
- ② 清掃用具等の物品の提供・貸与を希望する場合は、清掃用具貸与等願を提出してください。

里親活動を終了する場合

- ・ 活動を終了する場合は、里親活動終了届書（様式第5号）を提出してください。
- ・ 貸与を受けた物品及び提供物品のうちごみ袋の残余分を市に返却してください。

各種書類のダウンロードは **広島市ホームページ** [まちの美化に関する里親制度]

広島市ホームページ TOP から
<https://www.city.hiroshima.lg.jp>

トップページの検索窓に
右記ページ番号を入力し
てください

Q ページ番号
1024179

二次元コードから



まちの美化に関する里親制度についてのお問合せは

広島市環境局 業務部 業務第一課 美化係
TEL: 082-504-2098